　第１３号議案

　　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

　（職員の分限に関する条例の一部改正）

第１条　職員の分限に関する条例（昭和２７年品川区条例第１号）の一部を次のように改正する。

　　第５条の３第１項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

　（品川区特別区税条例の一部改正）

第２条　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

　　第６６条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

　（品川区プールの管理に関する条例の一部改正）

第３条　品川区プールの管理に関する条例（昭和５０年品川区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

　　第１１条各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

　（品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和５年品川区条例第１号）の一部を次のように改正する。

　　付則第２条第５項各号列記以外の部分および第６項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

　（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

　（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

　（説明）刑法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。